

契約に関する特則（案）

発注者及び受注者は、岡崎市賃貸借契約約款（以下「約款」という。）に加えこの特則に基づき、本契約を履行しなければならない。

（物件の受領）

- 1 受注者は、物件を発注者が指定する期日までに納入しなければならない。
- 2 発注者は、物件を検査のうえ受領するものとし、受注者が必要とするときは、物件受領書を交付するものとする。
- 3 受注者は、納入した物件の全部又は一部が前項の規定による検査に合格しないときは、発注者の指定する日までにその物品の補正又は取替えをしなければならない。

（契約不適合責任）

- 1 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、物件の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（物件の無償譲渡）

- 1 約款第33条にかかわらず、本契約の賃貸借期間が満了し、かつ、発注者が本契約に基づく受注者に対する債務をすべて履行した場合、物件の所有権を無償で発注者に譲渡するものとする。
- 2 前項の譲渡にかかる物件の引き渡しは、賃貸借期間満了日の翌日をもって設置場所において現状有姿のまま行われるものとする。

契約に関する特則（受注者について）（案）

本契約における受注者は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）を代表とした複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、構成員は役割ごとに次のとおりとする。ただし、本市との賃貸借契約は代表のリース事業者と行うものとする。

【リース役割】 契約等諸手続を行い事務遂行全般の責を負う。

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

【調査役割】 現地調査に関する業務を実施する。

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

【施工役割】 器具更新作業に関する業務を実施する。

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

【維持管理役割】 器具の維持管理に関する業務を実施する。

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名